

泉大津市移住促進ウェブ広告配信業務仕様書

1 業務名

泉大津市移住促進ウェブ広告配信業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

(1) 広告配信業務

ア 泉大津市移住・定住特設サイト（<https://izumiotsu-pr.com/>）へ誘導するための広告を配信する。配信のターゲットは20～30代の子育て世代とし、セグメンテーションとターゲティングの仮説をデータを基に設定すること。また、配信に当たっては、バナーを使用した広告も可能であるが、その際のバナーの作成は、受託者が行うものとする。

イ 受託者は、対象市場及びターゲットへの到達確度の高く、本市のブランドメッセージ「あたらしいがあるらしい 泉大津」を訴求し、効果的に市のイメージアップができる媒体を選択すること。また、目的に応じた最適な配信方法を配信回数の目安とともに提案し、委託者と協議の上、決定すること。広告媒体については、複数利用も可能とし、他の媒体との違いや優位性等、選択した理由を説明できること。

ウ 本業務における広告配信の目標となる項目等を委託者と協議の上、設定すること。設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指し、業務を継続すること。

エ 広告の表示回数、クリック率、サイトへの流入数、流入者の属性（性別・年齢・地域・特性等）を定期的に分析し、必要に応じてターゲティングの変更や絞込み等の改善策を委託者と協議の上、実施すること。

オ 広告の配信は、遅くとも令和8年1月23日までに開始すること。ただし、やむを得ず期限までに配信することができない場合は、委託者と協議の上、配信開始日を決定すること。

(2) 効果測定及び報告業務

ア 業務状況をモニタリングし、状況に応じて的確に対応すること。

イ 広告配信について、広告の表示回数、クリック率、サイトへの流入数、流入者の属性（性別・年齢・地域・特性等）を毎月に集計、分析を行い報告すること。

ウ 翌年度以降の運用を見据え、業務の効果を受託事業者の過去に行ったウェブ広告の効果等に基づいた基準と比較、検証し、今後の改善策を取りまとめ、報告書として提出すること。

4 留意事項

- (1) 次に掲げるサイトへの広告を掲載しないように配慮すること。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの。
 - オ 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。
- (2) 制作物が他の所有権や著作権を侵害するものではないこと。
- (3) 本事業に関する所有権や著作権は原則としてすべて委託者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じたときには、委託者と受託者との協議により決定する。